

## 改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
	1	個人情報の定義	2条1項	2条2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正保護法では「生存する」個人に関する情報と限定しているが、現行保護条例ではこのような規定はない。</li> <li>改正保護法では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされているが、現行保護条例では「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」としている。</li> <li>改正保護法では「個人識別符号」を規定しているが現行保護条例では規定していない。</li> </ul>
	2	保護法の対象となる旭川市の機関の範囲	2条11項2号	2条1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行保護条例では議会も含まれているが改正保護法では議会は含まれない。議会は自律的対応により個人情報保護を行う。</li> </ul>
	3	保有個人情報の定義	60条1項		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正保護法では定義が規定されているが、現行保護条例では規定されていない。</li> <li>改正保護法では行政文書(地方公共団体等行政文書)に記録しているものに限っているが、現行保護条例では保有個人情報の定義がないため組織・職員個人に関わらず保有している個人情報を保有個人情報とする解釈で取り扱っている。</li> <li>現行保護条例では行政文書についての定義は規定されていない(情報公開現行保護条例では第2条第2号で「公文書」の定義がある)。</li> </ul>
	4	要配慮個人情報の定義	2条3項	5条2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正保護法では定義されているが、現行保護条例では原則収集が禁止されている情報(思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報)として規定している。</li> </ul>
○	5	条例要配慮個人情報の規定の新設	60条5項	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正保護法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めるものを「条例要配慮個人情報」として定義しており、必要に応じて条例で定めることができる。</li> </ul> <p>【審議事項】 ○条例要配慮個人情報の設定について</p>
	6	個人情報の保有制限	61条1項	5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正保護法では、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り個人情報を保有できるとされている。現行保護条例では収集に関する規定を設けている。</li> </ul>

改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
	7	収集の制限	61条～62条	5条3項	・現行保護条例では、個人情報とは原則として本人から収集しなければならないとされているが、改正保護法では、個人情報の本人からの収集原則は規定されていない。
	8	目的外利用・提供	69条1～3項	6条1項	<p>・改正保護法では、個人情報の目的外利用・提供を原則禁止としつつ、次の①～⑧のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①法令に基づく場合</p> <p>②本人の同意があるとき</p> <p>③本人に提供するとき</p> <p>④行政機関が内部で利用することについて相当な理由がある場合</p> <p>⑤他の行政機関、他地方公共団体の機関等へ提供することについて相当な理由がある場合</p> <p>⑥統計・学術研究のため</p> <p>⑦明らかに本人利益になる場合</p> <p>⑧その他特別な理由がある場合</p> <p>・現行保護条例では、個人情報の目的外利用・外部提供を原則禁止としつつ、次の①～④のいずれかに該当する場合は例外的に可能としている。</p> <p>①本人の同意があるとき</p> <p>②法令等に定めがあるとき</p> <p>③生命身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき</p> <p>④保護委員会に意見聴取し公益上特に必要があると認めるとき</p>
	9	オンライン結合による提供	-	7条	・現行保護条例では、オンライン結合による提供は原則禁止し、法令等に定めがある場合及び保護委員会に意見聴取し公益上特に必要があると認めるときのみ可能とされているが、改正保護法では電磁的方法に限定した制限規定はない(通常の個人情報の取扱い制限等が適用)。

改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
○	10	個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿の作成	75条	4条	<p>・改正保護法では、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならないとされている。現行保護条例では、個人情報取扱事務届出書を市長に届け出なければならないとされているが、法改正後は条例で定めることにより届出書の帳簿を作成・公表することができるものとされている。</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報ファイル簿の作成・公表について</li> <li>○個人情報取扱事務届出制度について</li> </ul>
	11	開示請求を行うことができる個人情報の範囲	76条		<p>・改正保護法では開示請求を行うことができる保有個人情報を行政文書に限定しているが、現行保護条例では特に規定なし。</p>
	12	開示請求における代理請求	76条	10条2項	<p>・改正保護法では委任による任意代理人の開示請求が可能であるが、現行保護条例では法定代理人による請求しか代理請求を認めていない(特定個人情報に限り任意代理人の開示請求が可能)。</p>
	13	開示請求における代理請求	76条	10条2項	<p>・現行保護条例では未成年者の法定代理人が本人に代わって開示請求をするとき、未成年者が15歳以上の者である場合は当該未成年者の同意を必要としているが、改正保護法では特に規定なし。</p>
○	14	開示請求書の記載事項	77条	11条 規則5条2項	<p>・現行保護条例及び規則では、請求者が希望する開示方法等を開示請求書の記載事項としているが、改正保護法では特に規定なし。</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条例独自の開示請求書記載事項について</li> </ul>
○	15	開示義務における不開示情報の規定	78条1項 ----- 同2項	12条	<p>・改正保護法における個人情報の開示請求では、改正保護法で不開示情報とされている情報であっても、情報公開条例の規定により公開することとされている情報であれば、条例で同様に定めれば開示情報とすることができる。</p> <p>・改正保護法で不開示情報とされていない情報であっても、①情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報で、②情報公開現行保護条例において公開しないこととされているもののうち、③情報公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要があるものについては、条例で定めれば不開示情報とすることができる。</p> <p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正保護法の不開示部分と情報公開条例の非公開部分の整合性の確保について</li> </ul>

改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
	16	第三者の個人に関する情報の原則不開示	78条1項2号	12条3号	・開示請求における不開示情報の一つである「第三者の個人に関する情報」について、現行保護条例では「当該開示請求者以外の者の権利利益を害すると認められるもの」も要件にしているが、改正保護法では、このような要件はない。
○	17	開示請求に対する決定通知の記載事項	82条	16条	・一部開示決定通知及び不開示決定通知について、現行保護条例では不開示情報が機関の経過により開示することができるようになることが明らかであるときはその旨を明記することとしているが、改正保護法では特に記載事項としていない。 【審議事項】 ○条例独自の、開示請求に対する決定通知の記載事項規定について
○	18	開示決定等の期限	83条～84条	16条	・改正保護法では初日不算入の30日以内だが、現行保護条例では初日不算入の14日以内になっている。 【審議事項】 ○開示決定等の期限について
					・開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合等における期限の特例について、現行保護条例は45日以内、改正保護法は60日以内に全ての開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのある場合に適用される。 【審議事項】 ○開示決定等の期限の特例について
○	19	開示の実施	87条	19条	・改正保護法においては、開示請求者は決定通知受け取り後に、開示の実施方法について申し出なければならないこととされているが、現行保護条例においては特に必要としていない。 【審議事項】 ○開示の実施方法の申し出について
○	20	開示請求等の手数料	89条	20条	・改正保護法では請求者は実費の範囲内で条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされているが、現行保護条例では、請求者は写しの交付費用(コピー代等)を負担するものとされ、手数料を徴収するものとはされていない。 【審議事項】 ○開示請求等の手数料等について

改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
○	21	訂正請求・利用停止請求における開示請求前置	90条 98条	21条	・改正保護法では、訂正請求・利用停止請求を行うに当たり予め開示請求を行うことが必要だが、現行保護条例では必ずしも開示請求を行っていることを要しない。 【審議事項】 ○訂正請求・利用停止請求の開示請求前置について
○	22	訂正・利用停止決定等の期限	102条	23条	・改正保護法では初日不算入の30日以内となるが、現行保護条例では初日不算入の21日以内となっている。 【審議事項】 ○訂正・利用停止決定等の期限について
	23	情報公開・個人情報保護委員会の設置根拠	105条 107条 108条		・開示請求における不開示決定等に係る審査請求については、市の附属機関である情報公開・個人情報保護委員会に諮問することとされており、同委員会の設置、構成及び運営に関する事項は旭川市情報公開条例で規定されている。改正保護法では行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとされており、同条4項の規定により、その機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例に定めなければならない。
○	24	匿名加工情報制度	109条～  123条	-	・現行保護条例では匿名加工情報制度に係る規定はない。改正保護法では(政令市を除く)市町村では、制度導入は当面の間任意とされている。  【審議事項】 ○匿名加工情報の提供制度について
○	25	保護委員会への諮問案件	129条		・現行保護条例では、本人以外の者からの収集、目的外利用・提供、オンライン結合による提供等について、諮問することができるが、改正保護法ではこれらの個別案件について意見を求めることができないとしている。諮問できるのは、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に限られている。 【審議事項】 ○本委員会への諮問事項について
	26	罰則に関する経過措置	附則10条	-	・現行保護条例で定めている罰則規定は改正保護法の施行と同時にその効力を失うが、改正保護法では、地方公共団体が別段の定めをしないときはその失効前に行われた違反行為の処罰については、その失効後もなお従前の例によるとされている。

改正保護法と保護条例の相違点

審議事項	項番	項目	関連規定		主な相違点
			改正保護法	現行保護条例	
	27	出資法人等における開示請求の受付		36条	・現行保護条例では、市が出資している法人で規則で定めるもの(8法人)は、実施機関に準じた保護措置を講じる義務を課しているが、改正保護法では特に規定はない。
○	28	運用状況の公表	-	42条	・現行保護条例では運用状況について公表の義務を規定しているが、改正保護法には特に規定なし。 【審議事項】 ○運用状況の公表規定について